

「あいちトリエンナーレ 2016」に係る宿泊・送迎・航空券手配業務実施企画提案募集要領

以下のとおり、「あいちトリエンナーレ 2016」に参加するアーティスト及び関係者の、宿泊・送迎・航空券手配業務実施企画提案を募集する。

1 趣旨

平成 28 年 8 月 11 日から 10 月 23 日まで、愛知芸術文化センター等において開催する「あいちトリエンナーレ 2016」に参加するアーティスト及び関係者が、設営準備期間から会期中にかけて来県する。来県者の宿泊・送迎・航空券手配業務を実施するにふさわしい団体を選定するため、本募集要領に基づき、企画提案の公募を実施する。

2 対象業務

「あいちトリエンナーレ 2016」に係る宿泊・送迎・航空券手配業務

3 業務内容

「あいちトリエンナーレ 2016」参加者及び関係者の宿泊・送迎・航空券の手配（別紙 1「仕様書」のとおり）

4 契約期間

契約締結日から平成 28 年 10 月 31 日（月）まで（予定）

5 委託金額

概算業務価格は 23,551,610 円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。

なお、内訳は、宿泊手配 21,789,000 円、送迎手配 1,166,450 円及び航空券発券手数料 596,160 円である。また、航空券の価格は、手配実績による。

6 選定方法

応募者の実績、業務実施体制及び専門性等を、提案を通して評価し、受託者を選定する。実際の業務は、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

選考については、期限までに提出された企画提案書について書面審査を行うものとする。提出された見積書を考慮し、事業の遂行能力を勘案のうえ、総合的に判断し選定する。

7 応募資格

応募者は、下記に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 国内外の旅客に対する宿泊・送迎・航空券手配業務の十分な実績があること。
- (2) 博覧会や国際会議など、大規模なイベントに際して大人数の宿泊・送迎・航空券手配業務等の経験を有すること。
- (3) 「あいちトリエンナーレ 2016」の開催趣旨を理解し、効率的かつ効果的な手配業務を行うことができること。

- (4) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき、旅行業の登録を受けた者であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む）に該当しない者であること。
- (6) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 国税のうち、所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (10) 愛知県税のうち、県民税、事業税及び自動車税に未納がないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。

8 応募手続き

応募者は、以下のとおり提案書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- (1) 提出書類及び記載内容
別紙「提案書作成要領」に基づき作成すること。
- (2) 提出期限
平成 28 年 4 月 15 日（金）午後 5 時（必着）
持参による場合は、土曜、日曜、月曜を除く平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分（4 月 15 日（金）は午後 5 時）まで。
- (3) 提出先
〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6 階
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局
(愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内)

9 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質問を平成 28 年 4 月 7 日（木）午後 5 時まで電話、ファクシミリ又は電子メールで受け付ける。すべての質疑内容を応募者に告知する。連絡先は 15 を参照。

10 提出書類に不備があった場合の取扱い

提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、その応募は無効とする。また、それまでに提出された書類は返却しない。

11 審査及び選定方法

(1) 審査方法

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局に設置する審査委員により、書面審査で行う。なお、審査は非公開とし、選定の過程等、審査に関する問合せには応じない。

(2) 選定方法

以下の審査基準を基に総合的に評価し、最優秀受託候補者を選定する。

ア 業務実施体制（手配予定宿泊先、送迎体制、航空券手配体制、連絡体制、海外旅客の対応等）

イ 類似業務についての実績（博覧会または国際会議など大規模なイベントにおける大人数の宿泊・送迎・航空券手配業務等）

ウ 経費積算の妥当性

エ 手配内容

(3) 審査結果

審査結果は、受託候補者の選定後、速やかに応募者全員に文書で通知する。

12 契約締結

選定された最優秀受託候補者とあいちトリエンナーレ実行委員会事務局との間で、提出された提案書を参考に本業務の遂行に関する詳細を協議した上で、委託契約を締結する。

なお、最優秀受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合には、次順位の応募者と協議し契約を締結する。

13 スケジュール

募集要領・提案書作成要領公表	平成 28 年 4 月 1 日（金）
提案書提出期限	平成 28 年 4 月 15 日（金）午後 5 時
審査結果通知	平成 28 年 4 月 20 日頃
契約締結・業務開始	平成 28 年 5 月～

14 その他

(1) 応募に要する経費については、各応募者の負担とする。

(2) 提出のあった書類については、返却しない。

(3) 選考結果についての異議申立ては、受け付けない。

15 問合せ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 担当：伊藤・高橋

所在地 〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6階

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

電 話 052-971-6127

F A X 052-971-6115

E-Mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp